

※改正法に基づき条例で定める事項

◎：必ず定めるもの、○：任意に定めるもの

【現行条例】

【改正法】

第1章 総則

〔目的、定義、実施機関等・事業者・市民の責務〕

第1章 総則

〔目的、定義（官民共通）、基本理念〕

第2章 国及び地方公共団体の責務等

第3章 個人情報の保護に関する施策等

第5章第1節 総則

〔定義（公的部門固有のもの、

○条例要配慮個人情報）〕

第2章 実施機関における個人情報の取扱い

〔収集に関する制限、利用・提供に関する制限、オンライン結合の制限、適正な維持管理、個人情報取扱事務の届出・公表〕

第5章第2節 行政機関等における個人情報等の取扱い

〔保有に関する制限、適正な取得、不適正な利用の禁止、利用・提供に関する制限、安全管理措置、漏えい等の報告、外国にある第三者への提供の制限〕

第5章第3節 個人情報ファイル

〔○個人情報取扱事務登録簿の作成・公表〕

第3章 開示、訂正及び利用停止

〔保有個人情報の開示範囲、開示請求等の手続、費用の負担、審査請求の手続〕

第5章第4節 開示、訂正及び利用停止

〔○保有個人情報の開示範囲、○開示請求等の手続、◎手数料、○審査請求の手続〕

第4章 事業者等における個人情報の保護

〔事業者等への支援、苦情の処理のあっせん、出資団体等への措置〕

第3章 個人情報の保護に関する施策等

〔区域内の事業者等への支援、苦情の処理のあっせん〕

第5章第5節 行政機関等匿名加工情報の提供等

〔提案の募集、提案の審査等、◎手数料〕

第5章 福岡市個人情報保護審議会

〔個人情報取扱いに関する制限の例外について意見、審査請求についての調査審議〕

第5章第6節 雑則

〔○地方公共団体の審議会等への諮問〕

第6章 個人情報保護委員会

〔設置、監督及び監視の権限、法の施行状況の公表、地方公共団体への情報提供・助言、条例を定めたときの届出〕

第6章 雑則

第7章 罰則

第7章 雑則

第8章 罰則